（様式４号）

使用許可書

|  |
| --- |
| 第　　　　号　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　様旭川かわまちづくり計画検討・推進会議　　年　　月　　日付けで申請のありました水面利用を次のとおり許可します。 |
| 使用する団体 |  | 所属 |  |
| 事業内容 |  |
| 使用期間 |  |
| 希望する場所 |  |
| 使用条件 | ○社会実験の趣旨に合っていること。また、様式３号の応募する取組みについての企画提案書に記載のある内容以外の使用は禁止します。【趣旨】岡山後楽園、岡山城周辺一帯の旭川の水面を利用し、周辺地域の活性化に寄与する取組であること。○以下の事項を実施できることを条件とします。・モーターボート等のエンジン使用は原則みとめません。・占用施設は使用期間満了、退去時には原状回復を行うこと。・出水時の施設撤去に関する計画があり、出水時の撤去対応が可能なこと。・周辺環境に配慮し、使用区域内にごみや汚れがないよう清掃等を心がけること。・騒音対策、煙害、におい、ごみ処分など周辺環境に十分配慮すること。・他の自由使用する利用者を妨げないこと。・苦情には適切、かつ、真摯に対応するとともに、その対応内容を計画検討・推進会議に報告すること。・水難事故や使用区域内の交通事故等が発生しないように注意喚起するとともに避難指示を適時・的確に行うこと。・事業運営にあたっては、使用者及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償 責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険に加入すること。また、加入保険証書の写しを計画検討・推進会議に提出すること。・使用に際して、許可証を掲示すること。 |
| 緊急時の対応 | ・大雨や台風などの緊急時には、水位上昇の危険があるため、河川管理者（岡山河川事務所）、計画検討・推進会議事務局の指示に従い、設置物を川の外に退避させ、避難すること。 |
| その他 | ・事業に必要な備品・装置は必要に応じて使用者側で準備すること。・既存の施設を活用するものとし、新たな施設の設置はしません。・事業運営に必要な関係者との協議は応募者自らが行うこと。 |